

江戸川区教育委員会事務局処務規則第12条の改正を求める陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第97号

受理年月日 平成24年6月22日

付託年月日 平成24年6月26日

陳情者
.

陳情原文 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会の所管に属する学校の設置、管理及び廃止に関する事務は、教育委員会が管理し、執行することになっています。

「江戸川区教育委員会事務局処務規則第12条」は、不適切な規定です。「(専決区分)第12条 事案の専決に関する権限の区分は、(中略)別表第二のとおりとする。」とあり、別表第二では「委員会 1(中略)4 学校その他教育機関の設置、廃止並びに位置及び名称に関すること。(以下略)」となっています。

行政法上の専決とは、行政庁の補助機関が行政庁の名において決定を行うことです。教育委員会は行政庁であって、行政庁の補助機関ではなく、専決はしません。そもそも、行政委員会は区役所とは別組織です。

たとえば、江東区の同様の規則では、(委員会の決裁を受くべき事案)第8条、(教育長の専決事案)第9条となっており、教育委員会は決裁をするのであって、専決をするものとはされていません。もちろん、「学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置変更に関すること。」は、「委員会の決裁を受くべき事案」の中に入っています。

葛飾区の同様の規程では、「第7条 委員会の議決を受けるべき事項並びに教育長、教育次長等及び課長(中略)が専決することができる事項は、別表第1のとおりとする。」とあります。

決裁や議決は、専決とは正反対の言葉です。しかし、江戸川区の同規則第12条では、決裁や議決といった用語は一切なく、ただ専決という用語だけが使われ、「専決に関する権限の区分」を示す別表の中に行政委員会の権限も列挙されているのです。

事案の専決に関する権限に、事案の専決ではない権限が入っているとは、通常は思いません。

その区分を示す別表では、委員会と教育長と課長などが、並列で同じように扱われています。条文のほうには、誤解を招くような(専決区分)という表示がついています。

しかも、第2項では、「前項の規定にかかわらず、重要な事案又は異例に属する事案については、それぞれ上司の判断を求めなければならない。」となっています。これでは、教育委員や教育長が「上司」の判断を求めて専決しているようです。

(裏面に続く)

同規則第 12 条は、別表第二にある教育委員会の権限について、それらの権限を本来的に持っている者があるかのように見えます。そしてその者は、区長であると理解されてしまう恐れがあります。教育委員会の権限についての誤解を招く紛らわしい表現を使った規則は、区の行政に有害な影響を与える危険があります。

よって、以下のことを陳情します。

記

「江戸川区教育委員会事務局処務規則第 12 条」において、教育委員会が専決をしているかのようになっているのを改めること。